事　務　連　絡
令和８年７月29日

各都道府県障害保健福祉主管課　御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局
障害児支援課

令和８年熊本地震による災害に係る介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて

令和８年熊本地震による災害に関する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づく介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

１　請求書の提出期限について

令和８年７月サービス提供分（令和８年８月請求分）に係る請求明細書の提出期限については、各審査支払機関に相談すること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとすること。

２　概算請求を行う場合の取扱いについて

令和８年７月サービス提供分（令和８年８月請求分）に係る介護給付費等の請求については、今回の令和８年熊本地震による災害によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した障害福祉サービス等の事業所においては、概算請求を行うことができるものとすること。なお、具体的な算出方法等は現在調整中であり、追って速やかに連絡する予定である。